

【様式 1 別紙】

くらしき移住者応援補助金交付申請に関する誓約書及び同意書

くらしき移住者応援補助金の交付申請にあたり、次の誓約事項に誓約し、同意事項に同意します。

記

1 誓約事項

- (1) 申請書及び提出書類の内容はすべて事実と相違ありません。
 - (2) 転入の前1年以上継続して県外に居住していました。
 - (3) 転入の日から3月を経過する日までにくらしき移住定住推進室又は、くらしき移住就労サポートデスクで移住・定住に関する相談を行いました。
 - (4) 転入の日から3年以上継続して本市に居住する意思があります。
 - (5) 倉敷市への移住に関する広報活動について、積極的に協力します。(移住者インタビューや、先輩移住者としての体験談提供、移住イベントへの協力、SNS等による情報発信の協力など)
 - (6) 倉敷市移住支援金交付要綱(令和元年倉敷市告示第530号)に規定する移住支援金の交付を受けていません。
 - (7) 倉敷市テレワーク移住支援補助金交付要綱(令和3年倉敷市告示第165号)に規定するテレワーク移住支援補助金の交付を受けていません。
 - (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業を目的とした事業の事業主等又は当該事業に従事する者ではありません。
 - (9) 宗教活動又は政治活動を目的とした事業の事業主等又は当該事業に従事する者ではありません。
 - (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき者と関係を有していません。
 - (11) 市税を滞納していません。
 - (12) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けていません。
 - (13) 次の場合には、くらしき移住者応援補助金交付要綱に基づき、補助金を返還します。
 - ①上記(2)～(12)の要件に違反した場合
 - ②偽り又は不正な手段によりくらしき移住者応援補助金の交付決定を受けたことが判明した場合
- ※用語の定義は、くらしき移住者応援補助金交付要綱に規定する用語の例による。

2 同意事項

- (1) くらしき移住者応援補助金の支給要件、返還要件等に該当するかどうか確認するために、倉敷市が必要な範囲内において住民基本台帳情報の必要な事項を確認すること及び就業先又は関係機関等へ就業及び事業状況調査等を実施することに同意します。
- (2) 暴力団員等でないことを確認するため、本申請に関する個人情報を岡山県警察本部その他関係機関に照会することについて同意します。

倉敷市長 宛て

年 月 日

(自署) 住 所

氏 名